

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (四件) …………… 一
- ……… (生活文化局計量検定所検査課) …………… 一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可 …………… 二
- ……… (都市整備局市街地整備部再開発課) …………… 二
- 建築基準法による道路位置の指定 …………… 二
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …………… 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (二件) …………… 二
- ……… (環境局多摩環境事務所環境改善課) …………… 二
- 都道の区域変更 …………… (建設局道路管理部路政課) …………… 六
- 都道の供用開始 …………… (同) …………… 七
- 道路法による道路の占用を制限する区域を指定 …………… 七
- ……… (建設局道路管理部監察指導課) …………… 七
- 都道の供用開始 …………… (建設局道路管理部路政課) …………… 七
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定 …………… 九
- ……… (建設局道路管理部監察指導課) …………… 九
- 河川予定地の指定 …………… (建設局河川部指導調整課) …………… 九
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則 …………… 一〇
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程 …………… 一〇

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 ……………
- ……… (産業労働局商工部地域産業振興課) …………… 二
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 …… (下水道局) …… 二

告示

●東京都告示第七百六十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 国分寺市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年七月二日から同月二十三日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- (二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査

を実施する。

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第七百六十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 国立市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年七月五日から同月十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第七百六十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 立川市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十年七月二日から同年八月二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七百六十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 新宿区、中野区、三鷹市、調布市及び狛江市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成三十年七月二日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七百六十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

勝どき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成四十一年十月三十一日まで

三 施行地区

中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目各地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区勝どき四丁目十三番六号

平成二十七年十一月二十日

五 定款の変更の認可の年月日

平成三十年五月二十五日

●東京都告示第七百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年四月五日	小金井市前原	延長 一五・三七
		町四丁目二千	幅員 百九十四番八
			幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百七十八号及び平成三十年東京都告示第二百一十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十五日

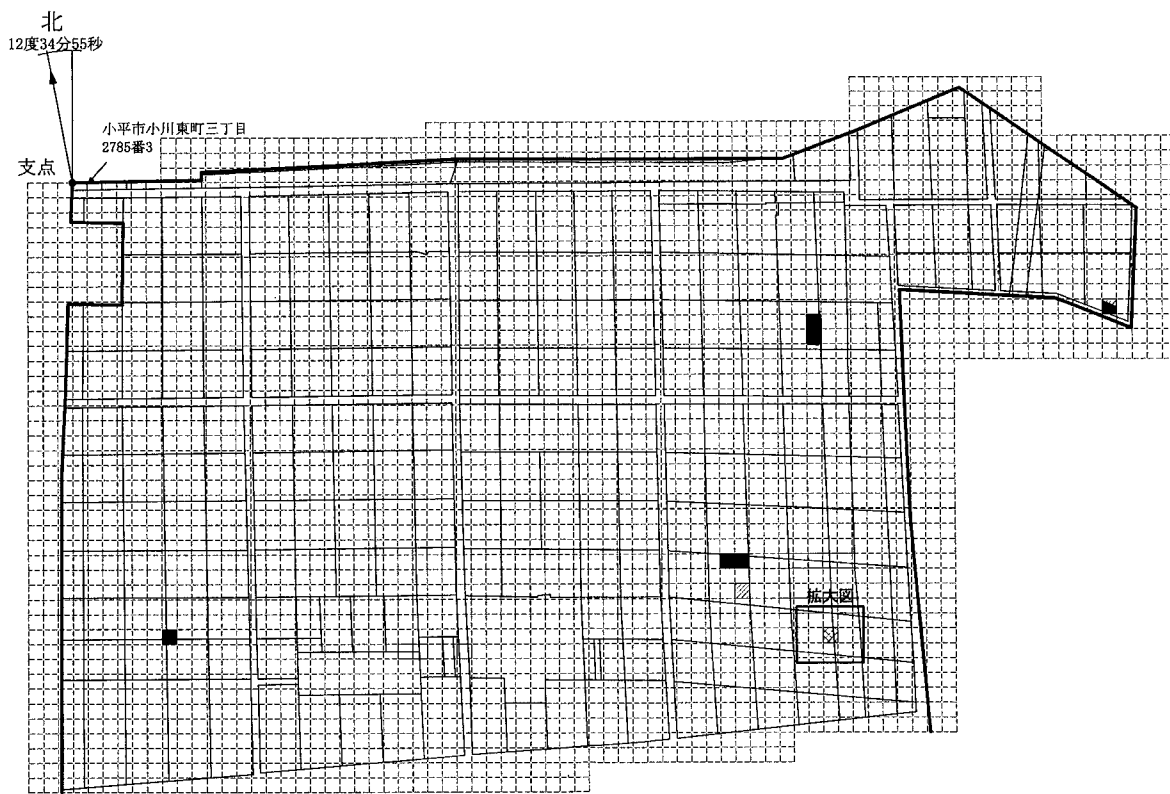
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(小平市小川東町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



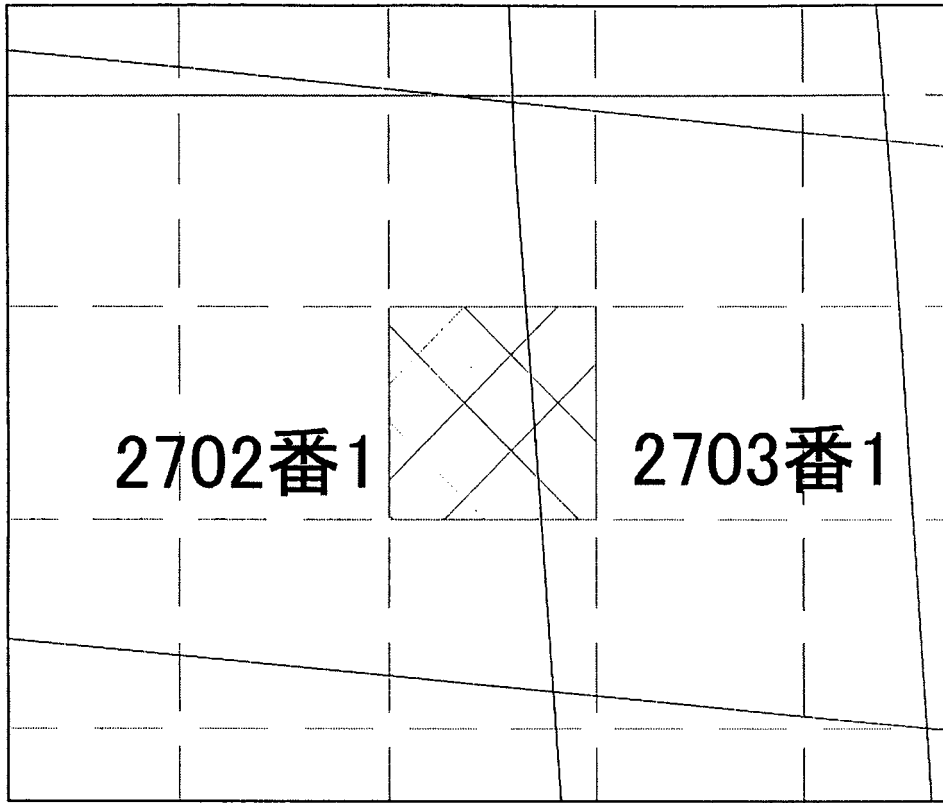
【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- 要措置区域 (平成29年東京都告示第1378号により指定した区域)
- ▨ 要措置区域 (平成30年東京都告示第201号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【支点】
支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

拡大図



●東京都告示第七百六十九号

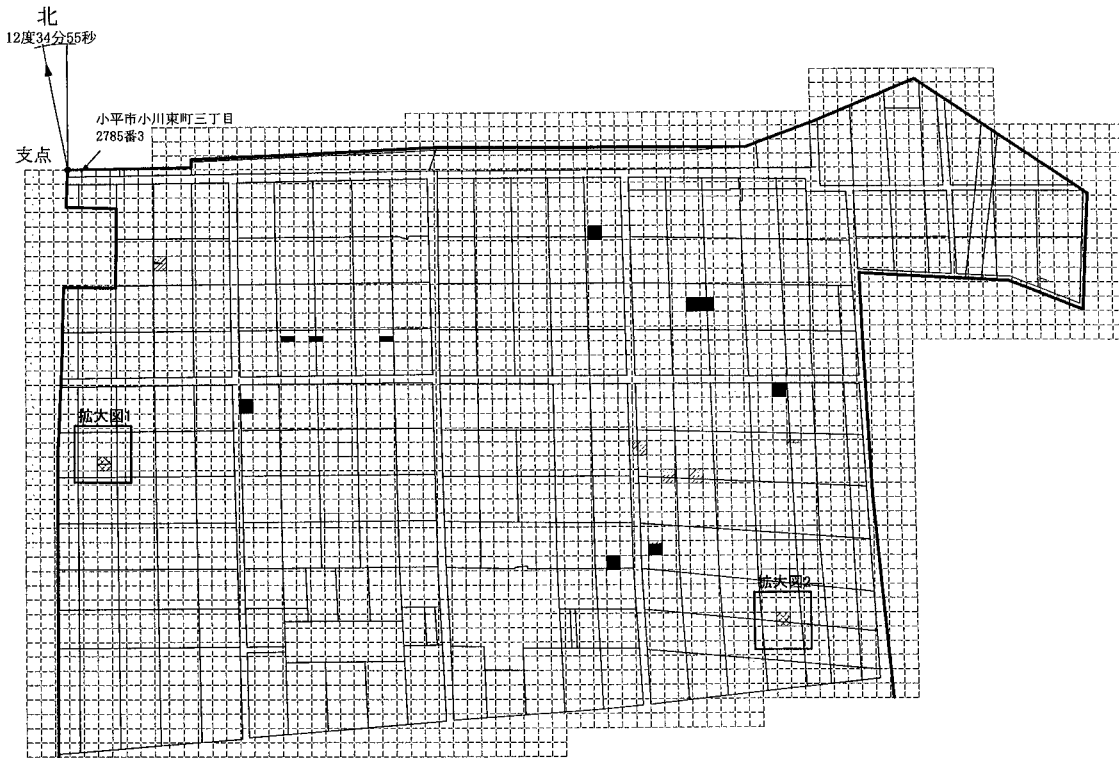
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百七十九号及び平成三十年東京都告示第二百二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



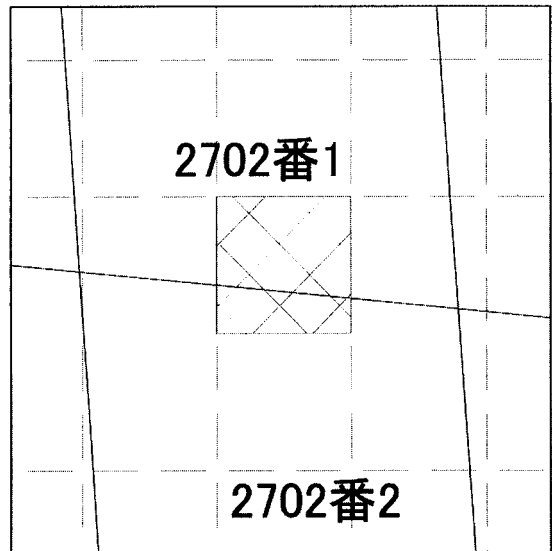
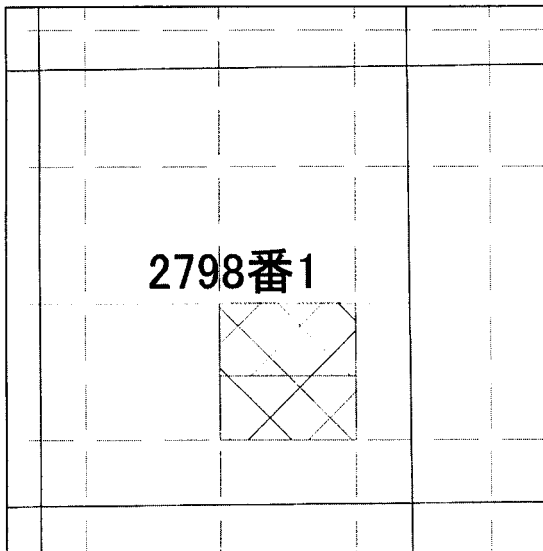
- 【凡例】
- 敷地境界
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1379号により指定した区域)
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第202号により指定した区域)
 - ▩ 指定を解除する区域

【支点】
 支点は、小平市小川東町三丁目
 2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

拡大図 1

拡大図 2



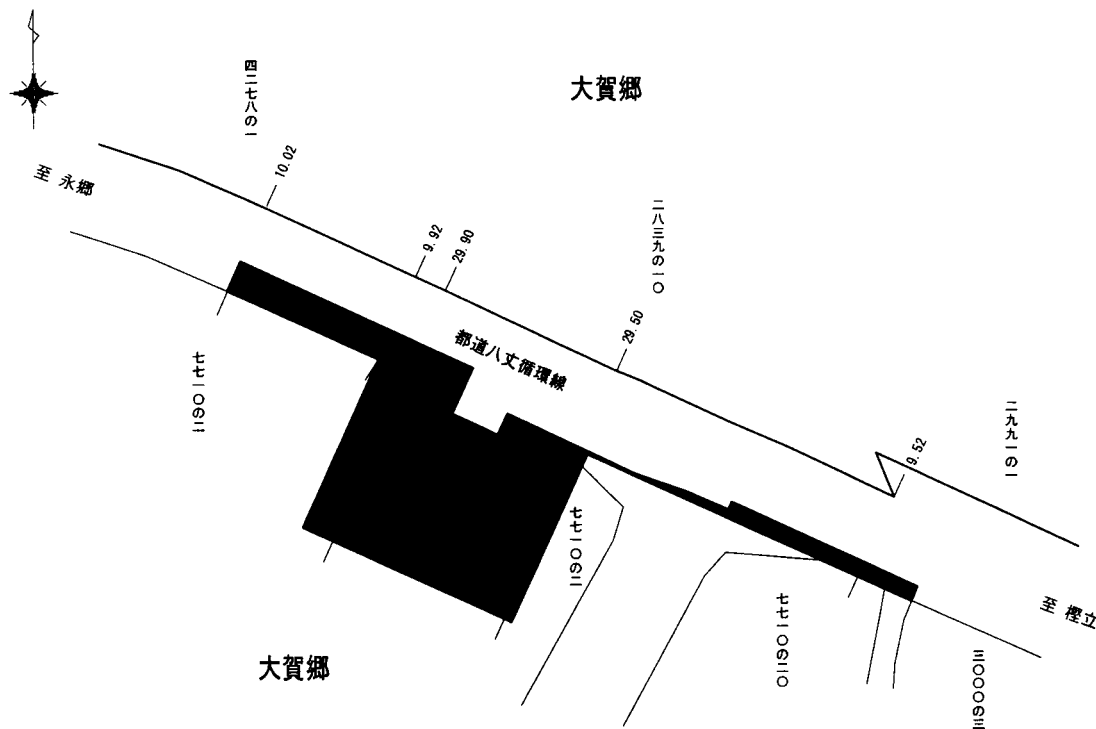
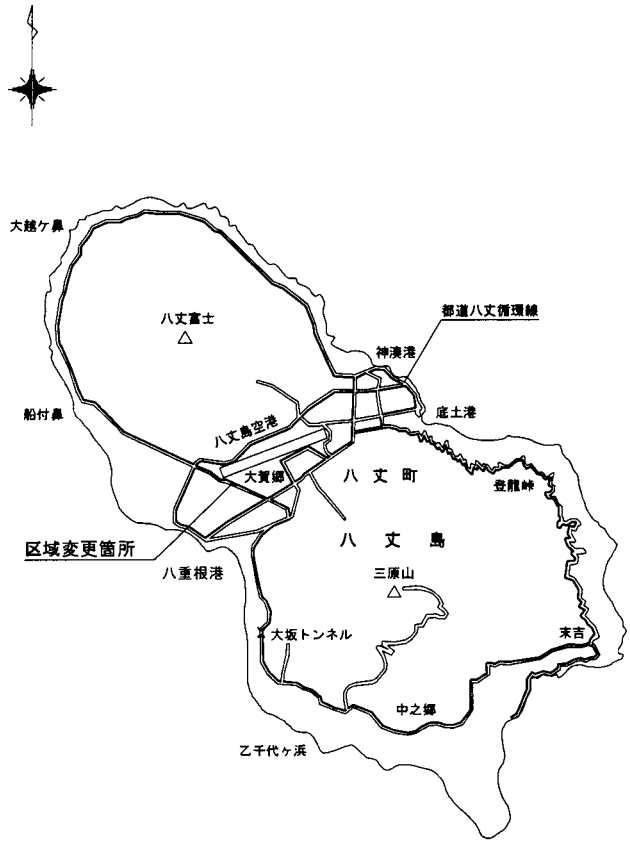
●東京都告示第七七十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年五月二十五日から起算して

別図

都道八丈循環線区域変更略図 八丈島八丈町大賀郷地内

都道
 町道
 編入区域
 延長
 面積

八一・九四メートル
 六三九・七二平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十年五月二十五日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 八丈循環線

二 変更の区間 八丈島八丈町大賀郷三千番三地先から同所七千七百十番二地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八丈循環

二 供用開始の区間 八丈島八丈町大賀郷三千番三地先から同所七千七百十番二地先まで

三 供用開始の期日 平成三十年五月二十五日

●東京都告示第七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八丈循環

二 占用を制限する区間 八丈島八丈町大賀郷三千番三地先から同所七千七百十

番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年五月二十六日

●東京都告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

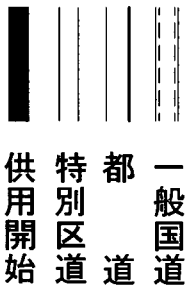
一 路線名 内匠橋花畑

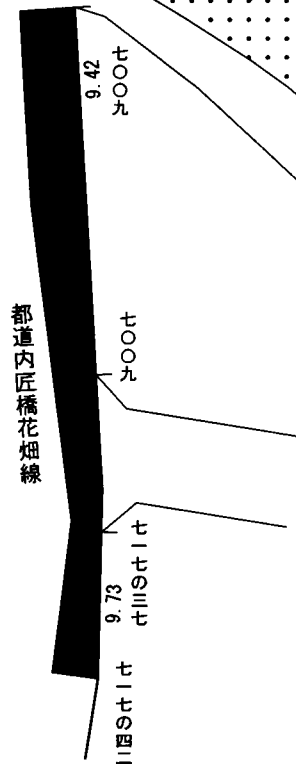
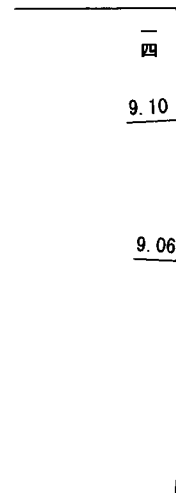
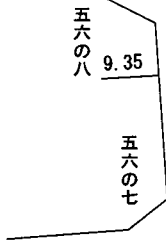
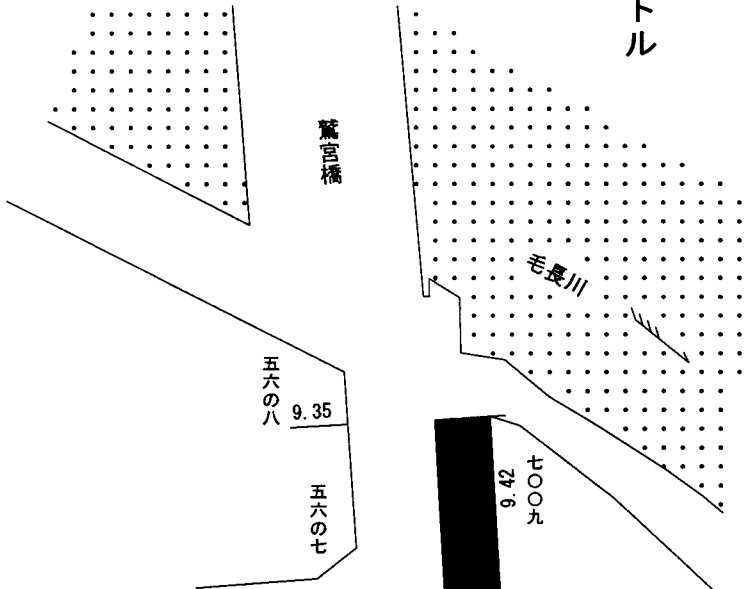
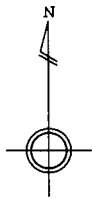
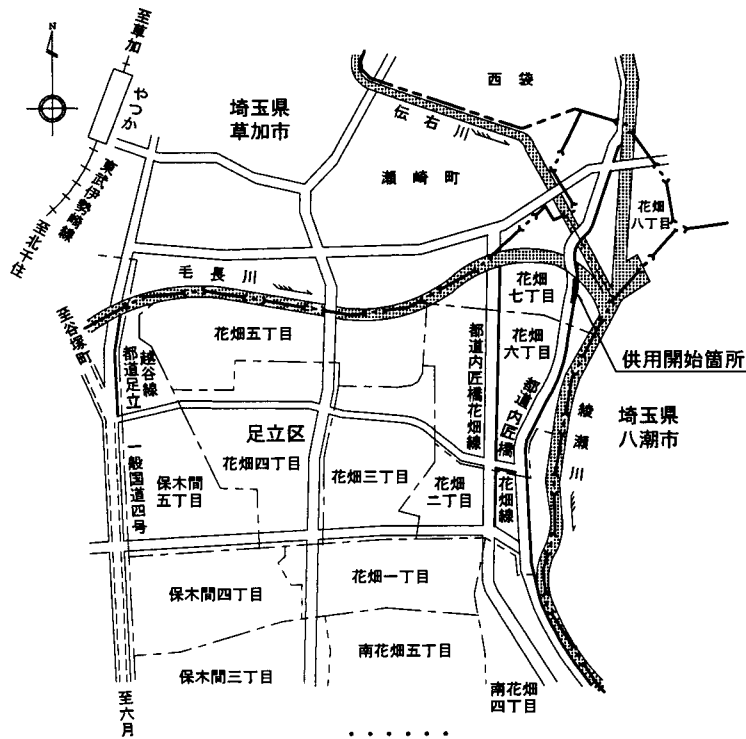
二 供用開始の区間 足立区花畑七丁目七百十七番四十二地先から同所七千九番地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成三十年五月二十五日

別図
 都道内匠橋花畑線供用開始略図
 足立区花畑七丁目地内


 特別区道
 都道
 一般国道
 供用開始区域
 延長 四三・九一メートル
 面積 一三三・五二平方メートル



足立区
花畑七丁目

●東京都告示第七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

内匠橋花畑

二 占用を制限する区間

足立区花畑七丁目七百十七番四十二地先から同所七千九番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年五月二十六日

●東京都告示第七百七十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、平成三十年五月二十五日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

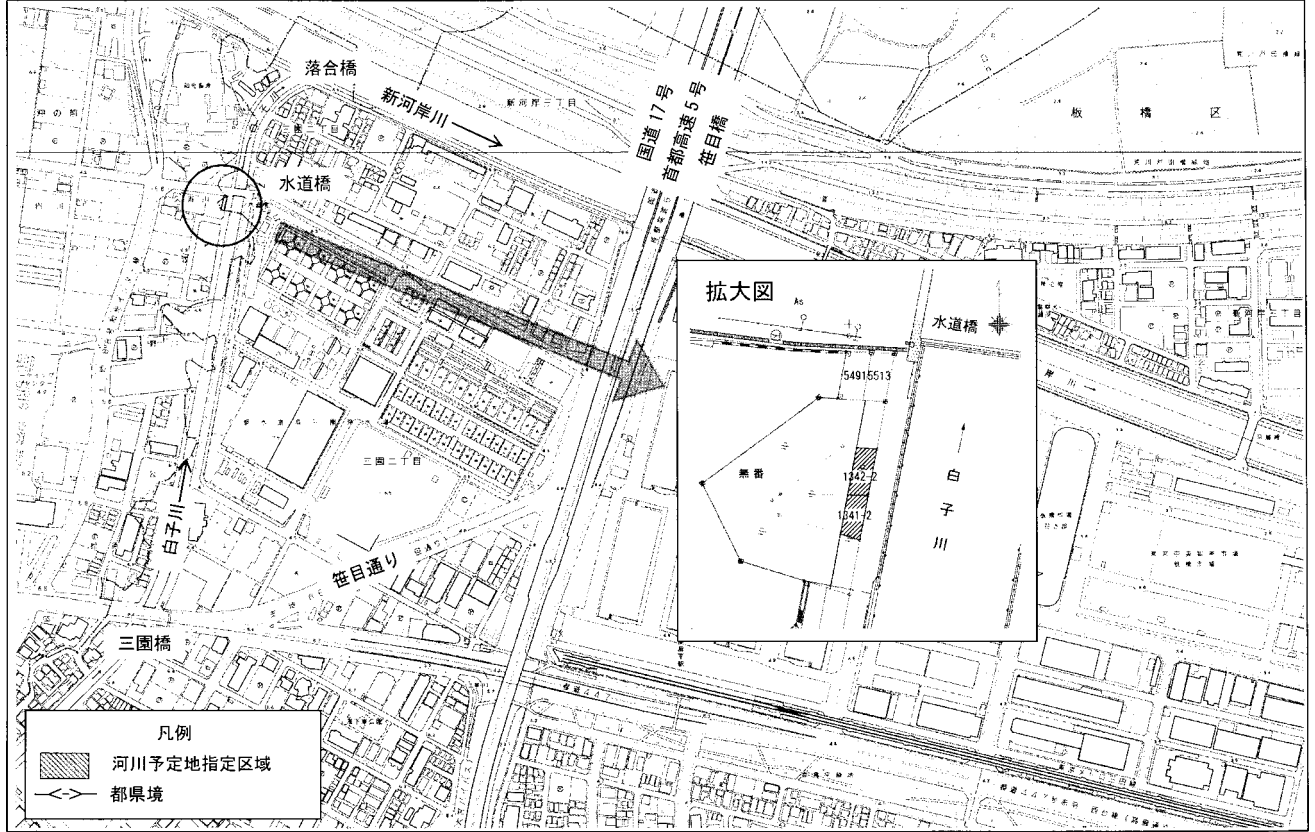
一 河川の名称

荒川水系一級河川白子川

二 河川予定地として指定する区域

板橋区三園二丁目千三百四十一番二地内及び同所千三百四十二番二地内（次の略図に表示した箇所）

一級河川白子川河川予定地略図



規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年5月25日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

東京都公安委員会規則第7号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 関越自動車道(新潟線) 」	練馬区三原台から練馬区西大泉四丁目まで 清瀬市旭が丘二丁目から清瀬市下宿二丁目まで
-----------------------	--

を

「 関越自動車道(新潟線) 」	練馬区三原台から練馬区西大泉四丁目まで 清瀬市旭が丘二丁目から清瀬市下宿二丁目まで
「 東関東自動車道(水戸線) 」	葛飾区東金町八丁目4750番から葛飾区東金町七丁目まで

に

改める。

附則

この規則は、平成30年6月2日から施行する。

規程(水)

東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年五月二十五日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程

規程

東京都水道局固定資産規程（昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第三項第十号中「経営管理担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

(仮称) アクロスプラザ東久留米

東久留米市上の原二丁目三百三十三番三

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

未定

平成三十年十二月二十五日

三十二百平方メートル

店舗西側 百三十台

店舗南側ほか 百五十台

取容台数

取容台数

荷さばき施設の位置及び面積

店舗東側 百五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内ほか 三十・〇一立方メートル

小売業を行う者

午前八時

小売業を行う者

午後十時

の閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三箇所 店舗南側ほか

荷さばき施設に

午前七時から午後九時まで

おいて荷さばきを行うことができる時間帯

平成三十年四月二十四日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

平成三十年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

縦覧期間

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

指定した事業者

商号又は

代表者

事業所所在地

五五〇五 株式会社 城戸百合子 小金井市本町五丁目

五五〇六 株式会社 海鋒 秀雄 港区白金三丁目十一

ビルドシステム 番十二号

五五〇七	あやめ住宅設備	菖蒲	勝彦	江戸川区松江二丁目三十七番十一号
五五〇八	株式会社信光	杉野	吉信	世田谷区東玉川二丁目四番十六号
五五〇九	株式会社K-1 プラニング	青木	道明	福生市南田園一丁目十四番地五
五五一〇	彩貴工業株式会社	沼田	貴廣	板橋区東新町一丁目四番九号
五五一一	ライズ株式会社	小杉	公孝	品川区南品川四丁目五番四号 パレスガルー一二三号室
五五一二	齋木水道工業	齋木	俊彦	足立区関原三丁目四番三号
五五一三	株式会社西村設備	西村	潤	荒川区町屋七丁目三番八号 ライオンズマンション町屋三〇一号室
五五一四	マツモト プラミン	松本	吉隆	品川区西中延三丁目一番三号
五五一五	株式会社関越土木	上島	毅	板橋区赤塚三丁目二十番六号 ツーペンハウス一〇一号室

二 指定年月日

平成三十年四月二十五日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

